

平成28年3月8日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	朝 日 将 貴	2番	江 崎 貴 大
3番	加 藤 克 之	4番	高 橋 八重典
5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
7番	那 須 英 二	8番	三 宮 十五郎
9番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

3番	加 藤 克 之	4番	高 橋 八重典
----	---------	----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 好 彦
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	伊 藤 久 幸	開 発 部 長	竹 川 彰
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹
総 務 部 次 長 兼 秘 書 企 画 課 長	山 口 精 宏	総 務 部 次 長 兼 危 機 管 理 課 長	橋 村 正 則
民 生 部 次 長 兼 十 四 山 支 所 長	松 川 保 博	民 生 部 次 長 兼 児 童 課 長	村 瀬 美 樹
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	監 査 委 員 長 事 務 局 長	平 野 宗 治
総 務 課 長	立 松 則 明	庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行
税 務 課 長	山 下 正 巳	収 納 課 長	鈴 木 浩 二
市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久	保 険 年 金 課 長	佐 藤 栄 一
環 境 課 長	伊 藤 仁 史	健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘
福 祉 課 長	宇 佐 美 悟	介 護 高 齡 課 長	半 田 安 利

総合福祉センター 所長	村瀬 修	農政課長	安井 耕史
商工観光課長	羽飼 和彦	土木課長	山田 宏淑
都市計画課長	大野 勝貴	下水道課長	小笠原 己喜雄
学校教育課長	水谷 みどり	生涯学習課長	安井 文雄
図書館長	山田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三輪 眞士	書記	浅野 克教
書記	伊藤 国幸		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 議案第1号 平成28年度弥富市一般会計予算
- 日程第7 議案第2号 平成28年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第8 議案第3号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第9 議案第4号 平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第5号 平成28年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第11 議案第6号 平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第12 議案第7号 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第13 議案第8号 海部南部広域事務組合規約の変更について
- 日程第14 議案第9号 弥富市行政不服審査会条例の制定について
- 日程第15 議案第10号 弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の制定について
- 日程第16 議案第11号 弥富市手数料条例の一部改正について
- 日程第17 議案第12号 弥富市情報公開条例の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 弥富市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
- 日程第20 議案第15号 弥富市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 弥富市行政手続条例の一部改正について

- 日程第23 議案第18号 弥富市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第19号 弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例等の一部改正について
- 日程第25 議案第20号 弥富市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第21号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第22号 弥富市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第23号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例による改正前の弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第29 議案第24号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第30 議案第25号 弥富市職員定数条例の一部改正について
- 日程第31 議案第26号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第32 議案第27号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第33 議案第28号 弥富市税条例の一部改正について
- 日程第34 議案第29号 弥富市営住宅管理条例等の廃止について
- 日程第35 議案第30号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第36 議案第31号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第37 議案第32号 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
- 日程第38 議案第33号 弥富市病児・病後児保育施設条例の制定について
- 日程第39 議案第34号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第40 議案第35号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第41 議案第36号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第42 議案第37号 弥富市環境保全条例の制定について
- 日程第43 議案第38号 市道の認定について
- 日程第44 議案第39号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第45 議案第40号 平成27年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第46 議案第41号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第47 議案第42号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第48 議案第43号 平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第49 議案第44号 平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第50 発議第1号 議会広報編集特別委員会の設置について

日程第51 発議第2号 弥富市庁舎改築等特別委員会の設置について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時03分 開会

○議長（武田正樹君） ただいまより平成28年第1回弥富市議会定例会を開会いたします。  
これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第88条の規定により、加藤克之議員と高橋八重典議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（武田正樹君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
第1回弥富市議会定例会の会期を本日から3月25日までの18日間としたいと思いますが、  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から3月25日までの18日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（武田正樹君） 日程第3、諸般の報告をします。
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果の報告があり、
それぞれのその写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願ひします。
以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

#### 日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（武田正樹君） この際、日程第4、諮問第1号及び日程第5、諮問第2号まで、以上  
2件を一括議題とします。

服部市長に、推薦理由の説明を求めます。  
市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。  
平成28年第1回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。  
議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を

申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに提案し、御審議いただきます議案は諮問2件でございます。まず諮問第1号の概要につきまして御説明申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、伊藤功氏が平成28年6月30日任期満了のため、その後任者として、弥富市五之三町東与太郎36番地、伊藤功氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、水谷正照氏が平成28年3月31日任期満了のため、その後任者として、弥富市平島町西新田69番地、服部忠昭氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております諮問第1号及び諮問第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りします。

諮問第1号を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任とすることに決しました。

続きまして、諮問第2号の採決に入ります。

お諮りします。

諮問第2号を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は適任とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第1号 平成28年度弥富市一般会計予算

日程第7 議案第2号 平成28年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第8 議案第3号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第9 議案第4号 平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第10 議案第5号 平成28年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第11 議案第6号 平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第12 議案第7号 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

○議長（武田正樹君） この際、日程第6、議案第1号から日程第12、議案第7号まで、以上7件を一括議題といたします。

服部市長に、平成28年度予算編成に伴い、施政方針の説明を求めます。

市長。

○市長（服部彰文君） 本日ここに、平成28年第1回弥富市議会の開催に際し、平成28年度の予算案を初めとする諸案件の審議をお願いすることに当たり、新年度の市政運営に臨む所信の一端を述べさせていただきます。

初めに、本年4月には合併後市制10周年を迎えます。この節目を迎えるに当たり、これまでの取り組みの成果をもとに、初心を忘れることなく、諸施策を力強く推進し、これから20年、30年先のまちづくりに思いをはせ、さらなる安全・安心なまちづくりに全力を尽くし、未来へ着実に歩み進めていこうと決意も新たにしておるところでございます。

さて、我が国の人口は平成20年の1億2,800万人をピークに減少局面に入り、少子化と高齢化が同時に進行する人口の急激な減少に向かっており、今までにない極めて難しい対応が迫られております。戦後の高度経済成長期から近年までの人口急増などによる市場の拡大に支えられてきた我が国のさまざまな政策は、人口減少社会を迎え方向転換を求められると言っても過言ではないと思います。

このようなことへの対応といたしまして、国において、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、そのビジョンの実現のため、まち・ひと・しごと創生総合戦略が決定されました。

本市は、これまでも子育てをするなら弥富市へとして、子育て支援や教育環境の整備など、未来を担う人づくりに力を入れてまいりました。その結果、本市の人口は順調に増加してまいりました。しかし、研究機関の推計など、長期的には減少していくことが予測されており、深刻な問題として認識し、対応をしていかなければなりません。

本市といたしましても、策定した弥富版人口ビジョンと総合戦略のもと、必要な施策を実

施することで将来にわたってまちの活力を維持し、市民の皆様が住んでよかった、住み続けたいと感じ、また市外の皆さんにも移り住みたいと思っていただけるようなまちづくりを進めていきたいと考えております。

平成28年度基本方針を申し上げます。

市政運営の基本方針については、平成28年度の市政運営に当たって重要な視点として、引き続き3つの視点を持って取り組んでまいります。

1点目は、もっと災害に強いまちづくりであります。

市民の皆様の安全・安心のため、災害対策は最重要課題として取り組んでまいります。伊勢湾台風、東日本大震災などの災害の教訓を決して忘れることなく、また北関東・東北地域の豪雨災害を初めとするかつて体験したことがない、数十年に1度などと形容される異常気象が相次いでいます。これらの災害を教訓として、防災に対するハード面・ソフト面の対応力の強化が大変重要であります。これからも市民の皆様とともに、さらなる安全・安心なまちへと積極的に防災・減災に取り組んでまいります。

2点目は、もっと人に優しく健やかなまちづくりであります。

少子・高齢化社会を迎え、生涯の中で健康に生活ができる健康寿命の延伸が自治体の共通課題となっています。これは、子供から高齢者まで誰もが健康で生きがいを持って暮らし、長生きして誰もが幸せだったという社会を実現させていくことであります。誰もが願う健康、それは人の健康、またそれはまちの健康につながるものであり、健康を追求する取り組みを積極的に進め、健康都市の実現を目指してまいります。

3点目は、もっと豊かで活力のあるまちづくりであります。

本市の持つ地域特性や資源を最大限に生かし、安全性・快適性などの住みよさ、文化・自然などの魅力、豊かさ、美しさ、楽しさなど、本市の魅力を発信する取り組みに力を注ぎ、本市の顔でもあるJR・名鉄駅、近鉄弥富駅周辺や市街化区域の拡大など、都市機能の向上を進め、市民が安心して豊かに暮らすことができるよう、引き続き活力のあるまちづくりを進めてまいります。

重要な施策について申し上げます。

まず初めに、市制10周年についてでございます。

この10年の節目は、本市の魅力を確認・再発見するとともに、活力に満ちた本市の将来を展望し、さらなる飛躍・発展に向け、躍動する契機であると考えます。これを全市民を挙げて祝うとともに、改めてこのまちに誇りを持ち、まちを愛する心をさらに高める機会となるものであります。

市制10周年を迎えるに当たり、先駆けてキャッチフレーズとロゴマークを募集し、キャッチフレーズといたしましては「LOVE10弥富～みんなの笑顔でつくる街」と決定し、今後市制

10周年を盛り上げ、弥富市のイメージアップとPRにつなげるため、ロゴマークとともに年間を通して使用してまいります。また、市制10周年記念事業として、記念式典を初め、本市在住の劇作家によるミュージカルの公演、テレビ・ラジオの公開番組や市民の皆様に参加していただける事業を展開してまいります。

次に、第1次総合計画基本計画の施策の体系に沿って申し上げます。

政策目標1. 定住と交流、活力を生むまちづくりでございます。

道路網の整備の取り組みについて申し上げます。

交通の要衝のまちとしての機能を一層強化し、市の発展の可能性を高めるとともに、市民の安全性・利便性の向上を図るため、都市計画道路名古屋第3環状線、主要地方道名古屋弥富線を初め、道路整備促進について関係機関へ要望してまいります。また、市内を南北に結ぶ地域連携軸として、中央幹線道路と市街地の骨格となる都市計画道路穂波通線を初め、市道の整備を計画的・効率的に促進し、市街地内の交通量の緩和に努めてまいります。

次に、道路の老朽化対策につきましては、橋梁の点検を計画的に実施するとともに、引き続き橋梁長寿命化修繕計画や舗装修繕計画などに基づき計画的に修繕を実施し、安全で安心なまちづくりを進め、道路の適正な管理を図ってまいります。

続きまして、鉄道駅及び周辺環境の充実について申し上げます。

JR・名鉄弥富駅周辺においては、JR・名鉄線で分断された南北の連絡を確保し、駅のバリアフリー化を進め、安全性・利便性を向上させるため、JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化整備について、鉄道事業者の協力を得ながら平成32年度末供用を目標に進めてまいります。平成28年度は、事業実施に伴う鉄道事業者との協議及び調査、概略設計を実施してまいります。

地域交通の取り組みにつきましては、公共交通として利用しやすく効率的な運行をさらに進めるため、新たな弥富市地域公共交通網形成計画を取り組んでまいります。

港湾地域の整備促進につきましては、コンテナ貨物量の増大に対応するため、新たなコンテナターミナルの早期建設への要望を関係団体に行ってまいります。また、親しまれる港づくりとして、鍋田埠頭東側が新たな魚釣り場施設の候補地として選定されました。この事業を早期に実現されるよう要望してまいります。

政策目標2. 快適で安全・安心なまちづくりについて申し上げます。

平成28年度は、弥富市津波避難計画の策定に取り組んでまいります。これは、愛知県が実施した愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査の結果に基づき、弥富市をモデルとした津波避難シミュレーションを実施し、その結果を反映したシミュレーションを踏まえた策定指針が示されたことにより、弥富市の地域防災計画において、避難計画を避難者の状況や地域の実情に応じたものとして策定してまいります。

また、11月には愛知県と弥富市が共同して津波・地震防災訓練を実施し、愛知県と弥富市、消防、自衛隊など、行政機関と自主防災会などの合同による訓練を予定しております。この訓練による災害時における総合防災体制の確立と市民の防災意識の高揚を図ってまいります。

避難場所の確保といたしましては、学校、保育所などの屋上整備を行っておりますが、新たに大藤小学校、桜保育所、西部保育所の屋上整備を計画的に進めていきたいと考えております。また、民間施設の避難場所確保にも引き続き取り組んでまいります。

救急救命処置といたしましては、AEDを公共施設のほか市内のコンビニエンスストアの協力により21カ所に設置しておりますので、この周知徹底を図ってまいります。

防犯・交通安全の取り組みに対しましては、駅前などの公共性の高い場所へ防犯カメラ設置を拡充するとともに、自治会への防犯カメラ設備補助を継続して実施してまいります。

防犯灯につきましては、市内全灯のLED化が完了しており、CO₂削減による低炭素社会の実現や防犯灯にかかわる経常経費を節減し、安全で安心なまちづくりを推進します。今後も、警察や地域の防犯パトロール活動と連携しながら犯罪防止に取り組んでまいります。

交通安全の取り組みといたしましては、中六地内のJR・名鉄弥富駅西側の踏切に朝夕誘導員を配置して交通安全に努めます。また、高齢者向けの交通安全教室や出前講座などを開催し、警察、交通安全推進協議会などとの連携のもとに死亡事故の根絶を目指してまいります。

下水道の整備について申し上げます。

公共下水道事業につきましては、汚水適正処理構想、いわゆるアクションプランに基づき、人口密集区域を重点整備区域とし、効率的な公共下水道整備と事業のコスト縮減の取り組みを進めることとします。平成28年度は、主に錦浦地区、前ヶ須地区、ポプラ台地区、栄団地、かおるヶ丘団地の整備を推進してまいります。

今後も供用区域を拡大し、普及率の向上を図るとともに、接続促進に努め、健全な事業運営に取り組んでまいります。

農業集落排水事業につきましては、既存施設の処理機能を維持していくため、機器等の更新を目的とした機能強化策を計画的に進めるとともに、供用3年目となる十四山東部地域の接続促進を図り、効率的で健全な運営に努めてまいります。

平成27年度は、日本各地においてゲリラ豪雨による災害が発生した1年になりました。地域のほとんどが海拔ゼロメートル地帯である本市においては、今後発生すると予測されるゲリラ豪雨に対応するため、引き続き市街地の雨水排水対策として準用河川の整備を進めてまいります。

環境衛生に関する取り組みといたしましては、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和のとれた豊かな環境を確保し、向上させ、将来の世代へ継承してい

くため、環境保全を積極的に推進してまいります。ごみの減量化、資源化など、市民と行政が協働してごみ減量とリサイクルの取り組みを続けてまいります。平成28年6月より、水銀使用製品を適正に処理を行うための蛍光灯の回収を行ってまいります。

ごみの不法投棄対策につきましては、市内パトロール体制の充実を図り、ごみの不法投棄の防止及び適正処理に努めてまいります。

政策目標3. 健やかで優しいまちづくりでございます。

健康づくり、医療体制の充実への取り組みについて申し上げます。

生涯を通じて元気で生き生きと暮らすことを目指し、市民の皆様一人一人がよりよい生活環境を心がけ、互いに支えながら地域社会全体で健康づくりに取り組んでいかなければなりません。今後10年の健康増進や健康診査を進めていく上において基本となる第2次健康増進計画のもと、健康寿命のさらなる延伸、健診体制の充実など、生涯健康なまちづくりを目指してまいります。

また、小児がん検診事業、ワクチン接種や予防接種など、効果的な疾病予防に取り組んでまいります。また、妊娠、出産、子育てにおいて、切れ目のない支援のための相談支援体制の確立に努めてまいります。

医療体制の充実につきましては、施設整備が進められております海南病院が平成28年秋に外構を含めた全ての施設整備が完了いたします。地域の基幹病院として、安全で安心な地域から信頼される病院として、さらなる医療の向上に貢献するものと考えておるところでございます。

子育て支援の取り組みについて申し上げます。

人口減少の要因となっている少子化が進む背景には、仕事と子育てを両立できる環境整備のおくれや結婚・出産に対する価値観の変化、また就労形態の多様化や核家族化の進展による子育てへの負担増、経済的な不安さがあると言われております。このような子育てに対する不安を解消し、安心して子供を産み育てやすい環境を整備する必要があります。

新たな事業といたしまして、保護者が安心して子育てと仕事が両立できる海南病院の御協力により、病児・病後児保育施設において、ファミリー・サポート・センターを活用した病児・病後児保育事業を平成28年4月から開始いたします。また、市内3カ所に設置している子育て支援センターでは、引き続き育児や子育てに関する相談体制や支援サービスの内容の拡充を図ってまいりたいと思っております。

さらに、東部子育て支援センターでは、子育て訪問相談を行うとともに、ファミリー・サポート・センターを併設することにより、子育て支援環境の充実を図ってまいります。また、子育てに関する必要な情報をいつでも身近に取得することができる、子育て家庭を応援する子育て支援事業ポータルサイトを開設いたします。

保護者が就労等で昼間家庭にいない児童の放課後における居場所となる放課後児童クラブにつきましては、桜第二児童クラブを増設するなど、引き続き待機児童が出ないように取り組んでまいります。多様な子育てニーズに対応して、一人一人の育ちを大切にする環境づくりを一層進めてまいりたいと考えております。

婚活支援の取り組みについて申し上げます。

昨年に引き続き、市社会福祉協議会での結婚相談を初め、出会いの機会をつくるイベントにも連携強化して婚活を応援いたします。

高齢者福祉につきましては、第6期介護保険事業計画、高齢者福祉計画に基づき、増加が見込まれる認知症高齢者対策といたしまして、予防教室やふれあいサロンの実施、認知症サポーターの養成講座を各地域で開催し、市民の皆様に認知症の理解を深めていただき、認知症の方も生活しやすい地域づくりを目指してまいります。また、地域包括ケアシステムの構築に向け、医師や介護・福祉等専門職の連携強化や生活支援サービスの充実を図ります。

本市では、平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業に取り組んでまいります。要支援者等に対して効果的かつ効率的に支援を行うよう、日常生活支援をコーディネートするささえあいセンター機能の充実を図り、きめ細かなサービスの提供ができるよう体制を整備いたします。

障がい者支援につきましては、障がい者計画及び第4期障がい福祉計画のもと、地域の中で自立した生活ができるよう積極的に支援してまいります。平成28年度から、聴覚に障がいのある方で身体障害者手帳の交付対象にならない18歳未満の方を対象に補聴器の購入等に対する助成制度を開始いたします。

次に、社会保障の充実について申し上げます。

国民健康保険事業についてであります。

国民健康保険は、市民の健康・生命を守り、生活を支える重要な役割を果たしております。しかしながら、国民健康保険は独自財源のみの運営で難しく、不足する財源を一般会計に依存する厳しい財政運営を行っております。このようなことから、レセプトの点検やジェネリック医薬品の普及促進などにより医療費の適正化を図るとともに、国民健康保険税の収納率向上に努めてまいります。

また、健康増進を推進するために特定健康診査の受診率の向上が不可欠であることから、引き続き特定健康診査の必要性について啓発し、受診率の向上を目指し、被保険者の健康の保持・増進を図り、医療費の適正化及び歳出削減に努めてまいります。

今後も、誰もが安心して医療が受けられる国民皆保険制度の根幹を担う国民健康保険事業の安定的な運営に取り組んでまいります。また、高齢者が安心して医療を受けられるよう、引き続き愛知県後期高齢者医療広域連合及び関係市町村との連携を図り、円滑な事業の運営

に努めてまいります。

政策目標 4. 人が輝き文化が薫るまちづくりについて申し上げます。

教育行政につきましては、昨年の4月の新教育委員会制度の施行により総合教育会議を設置し、取り組んでおるところでございます。この制度は、教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長部局と連携の強化を図るなどの教育行政制度の改革を進めるものであり、本市といたしましては、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定め、知・徳・体のバランスのとれた生きる力の育成を弥富市教育大綱の目指す姿とし、あすの弥富を担う人材育成と特色ある文化のまちづくりを重点的に進めてまいります。

個別的な施策といたしましては、平和教育推進事業の一環としての中学2年生の広島派遣を引き続き実施してまいります。

いじめや不登校などの対策につきましては、弥富市いじめ防止基本方針のもと、いじめの未然防止と早期発見する体制づくりを確立するとともに、関係機関との連携の強化を図り、迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

学校施設につきましては、小・中学校の体育館のつり天井撤去工事は完了いたしましたので、平成28年度は弥富北中学のランチルームの天井改修工事を進めるとともに、津波・高潮緊急時避難場所の整備のため、大藤小学校の校舎屋上防水工事及び避難用防護柵設置工事のための設計を進めてまいります。また、災害時の児童の安全確保を図るため、救命胴衣、いわゆるライフジャケットを大藤小学校、栄南小学校、十四山東部小学校、十四山西部小学校へ配備してまいります。このほか、学校トイレの洋式化の改修を初め、給食施設や給食機器の改修、学校設備の改修を進め、教育環境の向上に努めてまいります。

生涯学習の推進につきましては、豊かな市民の交流が育まれるよう、子供から高齢者まで各ライフステージに沿った各種講座・教室を充実し、市民主体の学習・文化活動の推進を行い、いつでも、どこでも、誰でもが生涯にわたって学び続けられる学習の機会や情報の提供に努めてまいります。

文化芸術の振興につきましては、各地区に伝わる伝統芸能の活動支援と発表・鑑賞の機会を確保するとともに、伝承者の育成支援や小・中学生に向けたふるさと弥富の副教材を作成しましたので、郷土の伝統や文化の歴史を学ぶ一助にしたいと考えております。

青少年健全育成につきましては、関係機関、関係団体、地域住民等が青少年の非行・被害防止に対する共通の理解と認識を深め、保護者や児童・生徒への薬物乱用防止やネットトラブル対策に関する啓発活動を行うことや、地域の青少年健全育成活動関係者や学校職員が参加して巡回活動などを実施いたします。

スポーツ活動の推進につきまして、多様なスポーツニーズに対応できるスポーツ環境の充

実や施設の有効利用を推進し、健康の維持・増進と市民相互の交流、スポーツ推進委員の協力のもと総合型地域スポーツクラブの運営を支援し、積極的にニュースポーツの普及に努め、生涯スポーツ社会の実現に努めてまいります。

施設整備につきましては、老朽化した施設を優先的に整備を行い、健全な維持管理に努めてまいります。

また、本年度は、市制10周年記念事業の一環として、市民の皆様誰もが参加していただけるスポーツ大会や文化講演会を開催してまいります。

政策目標5. 豊かで活力に満ちたまちづくりでございます。

本市の重要な産業である農業への取り組みにつきましては、効率的な営農に向けて、担い手への農地集積、農地の適正な管理、集約化の推進に引き続き取り組んでまいります。

T P P協定が大筋合意及び署名式を終え、国会承認へと進んでいくこととなり、農業もグローバル化の時代になってまいります。国においては、農業の競争力の強化策を含め、万全な国内対策を講じていく考え方を示しております。これからは、守りだけではなく新しい機会に挑戦するという気概を持って取り組んでいく必要があると考えております。

観光・レクリエーションの振興といたしまして、地場産業である金魚、三ツ又池公園における芝桜を観光資源の中心として活用し、市の観光推進を図ってまいります。4月には新年度最初の事業として、桜の春まつりを初め、芝桜まつり、藤まつりを三花まつりとして開催してまいります。

また、11月にはあいち花フェスタ2016を本市で開催することになりました。全国1位の花卉産出実績を誇る愛知県の花に親しんでいただく県民参加型のイベントとして、県内地域ごとに開催されているものであります。愛知県、海部地域市町村、J Aなどの共同で開催し、海部地域が持つ観光資源、特産物のP Rや魅力などを広く伝える機会になればと思っております。同時に、地場産業である弥富の金魚の魅力を会場に訪れた多くの皆様に知ってもらうため、絶好の機会と捉え、やとみ金魚サミットを市制10周年事業として同時開催し、イベントを一層盛り上げてまいります。

また、平成28年度は、キャラクターである「きんちゃん」が誕生から20年を迎えます。このきんちゃんの成人式イベントを初め、各種イベントなどにおいて弥富市を内外に広くP Rしてまいりたいと考えております。

企業立地推進につきましては、企業立地指定企業交付奨励金制度による優遇や、港湾地域における工場立地法の緑地面積率等の規制緩和の特例措置などにより、市内に新たに立地する企業を支援してまいります。また、市内中小企業の経営維持・安定化を図り、小規模企業等振興資金の保証料補助を行い、引き続き支援してまいります。

消費者対策の取り組みにつきましては、インターネット商取引の普及や消費者ニーズに対

応した商品・サービスの多様化により、消費生活に関するさまざまな問題が発生しております。今後、消費生活の多様化が進む中で、消費者の安全と安心を確保するために県などと連携しながら、これからも消費者教育・啓発や情報提供の強化、消費生活相談体制の一層の充実に努めてまいります。

政策目標6. ともにつくる自立したまちづくりについて申し上げます。

地域における身近な防犯対策や子育て、高齢者の見守りや自主的な防災活動や避難支援活動など、ともに支え合い、助け合いながら地域の課題をみずから解決していく地域力としてコミュニティ機能を高めることは重要であり、また協働のまちづくりにもつながっていくものであります。引き続き、自治会やコミュニティ推進協議会の市民活動の支援に努めてまいります。

行政改革につきましては、極めて厳しい財政状況の中、限られた財源と人的資源で多様化・高度化する市民ニーズに対応するためには、さらにスリムで効率的な行政運営を目指していかなければなりません。そのため、事務事業、組織、施設等の見直しを、聖域を設けることなく今後も継続して行ってまいります。

また、経済の高度成長や人口の増加にあわせて整備した公共施設等が建設から相当年数経過し、大規模改修や更新が必要な時期を迎えつつあります。このため、将来の財政負担を軽減し、次世代に良質な資産を引き継ぐための基本的な方向性の指針となる公共施設等総合管理計画を平成28年3月末に策定いたします。この計画に基づいて、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することにより、持続可能な行政運営の実現を目指してまいります。

新庁舎の建設につきましては、現在の本庁舎での業務を5月に十四山支所、図書館棟及び総合社会教育センターへ移転させていただき、庁舎建設に早期着工できるよう努めてまいります。皆様には、仮庁舎に対して御不便・御面倒をおかけいたしますが、何とぞ御理解をお願い申し上げます。

以上、平成28年度の施策について申し上げます。

続きまして、新年度の予算について申し上げます。

平成28年度の予算規模は、一般会計は145億3,000万円、前年度対比1.1%増となりました。また、特別会計は6会計合わせて100億172万3,000円、前年度対比3.8%増で、一般会計、特別会計の総額は245億3,172万3,000円、前年度対比2.2%増となりました。

概要につきましては、後ほど総務部長より御説明申し上げます。

本市の財政状況は、景気の緩やかな回復による市税収入等の増加はあるものの、今後社会保障関連の経費の増大、老朽化している公共施設の改修・更新など、多額の費用負担が見込まれます。一方、平成28年度から普通交付税の合併算定がえの特例措置が段階的に縮減されてまいります。

財政の健全化に向けた対策を引き続き講じ、将来に向け、持続可能で、かつ新しい魅力と活力に満ちたまちづくりに取り組んでまいります。

結びといたしまして、以上が私の市政に対する所信の一端として施策について御説明を申し上げます。我がまち弥富市の持つさまざまなまちの魅力、ここに住む人たちの温かさにつながりを次の世代へしっかりと継承し、未来の子供たちが、ここに住み、ここで育ち、ここで暮らすことに誇りと安らぎを感じられるようなまちをつくる、このことが極めて重要であると考えております。このことが、本市が目指す将来像である「みんなで作るきらめく弥富 自然と都市が調和する元気交流空間」の実現であると同時に、弥富創生の実現と捉え、我がまち弥富のさらなる発展のため、全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様、議員各位の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます、新年度に臨む私の施政方針といたします。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 次に、議案の説明を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） それでは、予算書にございます議案第1号から御説明をさせていただきます。

議案第1号平成28年度弥富市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を145億3,000万円、前年度対比1.1%の増、前年度を1億6,000万円上回る予算規模となりました。

歳入の主なものにつきまして御説明申し上げます。

市税収入につきましては、固定資産税の伸びにより、市税全体では前年度対比2.9%増の79億3,450万5,000円を見込み、歳入全体の54.6%を占めるものであります。

また、地方交付税につきましては、平成28年度から普通交付税の合併算定がえによる増加分が段階的に縮減されることも考慮しながら、特別交付税と合わせて5億5,200万円を計上いたしました。

国・県支出金につきましては、24億8,899万9,000円を計上いたしました。

また、歳出の諸事業の財源不足に充当するため、市債として臨時財政対策債2億9,300万円を初めとして6億6,410万円を措置いたしました。

歳出の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

2款総務費につきましては、新庁舎建設事業、市制10周年記念事業など15億4,428万4,000円を計上いたしました。

次に、3款民生費につきましては、子ども医療費助成事業、本年4月に病児・病後児保育を開始するファミリー・サポート・センター事業など少子化対策、消費税率の引き上げに際し、低所得者の負担軽減対策として臨時福祉給付金支給事業や要支援者等の多様な介護予防、日常生活支援ニーズに地域全体で応えていくための総合事業等きめ細やかな対応を図るため、

59億3,342万円を計上し、一般会計予算の40.8%を占めるものであります。

次に、4款衛生費につきましては、地域医療補助事業、乳幼児・妊婦等の予防接種事業、母子保健事業、健康増進事業、ごみ処理や資源再生の推進、環境保全に取り組むため、10億9,938万7,000円を計上いたしました。

次に、6款農林水産業費につきましては、生産調整推進対策支援事業、多面的機能支払交付金事業、土地改良事業など、魅力ある農業を実現するために11億7,963万7,000円を計上いたしました。

次に、8款土木費につきましては、道路改良事業を初めとする道路ネットワーク整備と市街地排水対策としての河川整備などの都市基盤整備事業に重点的な配分をするとともに、JR・名鉄弥富駅自由通路整備調査設計費など、12億1,697万9,000円を計上いたしました。

次に、9款消防費につきましては、津波対策として津波避難計画策定事業や愛知県と合同で実施する津波・地震防災訓練の費用など、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、7億5,151万9,000円を計上いたしました。

次に、10款教育費につきましては、地震対策強化等のための弥富北中学校ランチルーム天井落下防止対策工事や総合社会教育センター公民館修繕等工事など、教育環境の充実を図るため、12億2,224万8,000円を計上いたしました。

次に、7ページにございます議案第2号平成28年度弥富市土地取得特別会計予算につきましては、平成28年度は公共用地の先行取得の計画はございませんので、対前年度比99.8%減の10万3,000円を計上いたしました。

次に、11ページの議案第3号平成28年度弥富市国民健康保険特別会計予算につきましては、退職被保険者数の減少等により、前年度対比1.2%減の49億8,400万円を計上いたしました。

次に、15ページの議案第4号平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、前年度対比7.3%増の4億9,668万円を計上いたしました。

次に、19ページの議案第5号平成28年度弥富市介護保険特別会計予算につきましては、保険事業勘定27億9,763万円、サービス事業勘定1,231万円を合わせ、前年度対比4.5%増の28億994万円を計上いたしました。

次に、25ページの議案第6号平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、前年度対比14.1%増の3億800万円を計上いたしました。

最後に、31ページの議案第7号平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計予算につきましては、北部地区において施工区域を拡大し面整備を図るための管渠布設工事費など、前年度対比26.2%増の14億300万円を計上いたしました。

以上でございます。

○議長（武田正樹君） お諮りします。

本案7件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案7件は継続議会で審議することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第13 議案第8号 海部南部広域事務組合理約の変更について
- 日程第14 議案第9号 弥富市行政不服審査会条例の制定について
- 日程第15 議案第10号 弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の制定について
- 日程第16 議案第11号 弥富市手数料条例の一部改正について
- 日程第17 議案第12号 弥富市情報公開条例の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 弥富市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
- 日程第20 議案第15号 弥富市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 弥富市行政手続条例の一部改正について
- 日程第23 議案第18号 弥富市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第19号 弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例等の一部改正について
- 日程第25 議案第20号 弥富市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第21号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第22号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第23号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例による改正前の弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第29 議案第24号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第30 議案第25号 弥富市職員定数条例の一部改正について
- 日程第31 議案第26号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第32 議案第27号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第33 議案第28号 弥富市税条例の一部改正について

- 日程第34 議案第29号 弥富市営住宅管理条例等の廃止について
- 日程第35 議案第30号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第36 議案第31号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第37 議案第32号 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
- 日程第38 議案第33号 弥富市病児・病後児保育施設条例の制定について
- 日程第39 議案第34号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第40 議案第35号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第41 議案第36号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第42 議案第37号 弥富市環境保全条例の制定について
- 日程第43 議案第38号 市道の認定について
- 日程第44 議案第39号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第45 議案第40号 平成27年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第46 議案第41号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第47 議案第42号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第48 議案第43号 平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第49 議案第44号 平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（武田正樹君） この際、日程第13、議案第8号から日程第49、議案第44号まで、以上37件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案2件、条例関係議案29件、予算関係議案6件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第8号海部南部広域事務組合理約の変更については、組合の経費支弁の方法を変更するため、海部南部広域事務組合理則を変更することについて協議するものであります。

次に、議案第9号弥富市行政不服審査会条例の制定については、行政不服審査会を設置するため、条例の制定をするものであります。

次に、議案第10号弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の制定につきましては、行政不服審査法の規定による提供資料等の写し等の交付にかかわる手数料を徴収できるよう、条例を制定するものであります。

次に、議案第11号弥富市手数料条例の一部改正につきましては、情報公開条例に基づく公文書の写し作成手数料等において、カラーで複写したものの交付を加えるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第12号弥富市情報公開条例の一部改正、議案第13号弥富市個人情報保護条例の

一部改正、議案第14号弥富市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正、議案第15号弥富市固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきましては、行政不服審査法の全部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号弥富市行政手続条例の一部改正につきましては、行政手続法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第18号弥富市職員の退職管理に関する条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理について条例を制定するものであります。

次に、議案第19号弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例等の一部改正については、地方公務員法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第20号弥富市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第21号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正、議案第22号弥富市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正、議案第23号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例による改正前の弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、国家公務員法の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第24号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正については、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律及び地方公務員法の一部改正、並びに行政不服審査法の全部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第25号弥富市職員定数条例の一部改正については、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第26号弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第27号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、非常勤消防団員等にかかわる損害補償の基準を定める政令の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第28号弥富市税条例の一部改正については、行政不服審査法の全部改正に伴い、

並びに固定資産税の前納奨励制度の見直しのため、及び地方税分野における個人番号制度について一部の手続の見直しが示されたため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第29号弥富市営住宅管理条例等の廃止については、条例の制定目的を達成したため、条例を廃止するものであります。

次に、議案第30号弥富市道路占用料条例の一部改正については、道路占用料の額の改定等をするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第31号弥富市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税分野における個人番号の利用について一部の手続の見直しが示されたため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第32号弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正については、学校教育法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第33号弥富市病児・病後児保育施設条例の制定については、弥富市病児・病後児保育施設を設置するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第34号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正については、弥富市桜第一児童クラブ及び弥富市桜第二児童クラブを設置するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第35号弥富市遺児手当支給条例の一部改正については、学校教育法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第36号弥富市介護保険条例の一部改正については、地方税分野における個人番号の利用について一部の手続の見直しが示されたため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第37号弥富市環境保全条例の制定については、快適で良好な生活環境を実現するために条例を制定するものであります。

次に、議案第38号市道の認定については、開発事業等に伴う路線再編成により、路線を市道として認定するものであります。

次に、議案第39号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第6号）につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う職員の給与改定費を計上するほか、国民健康保険特別会計繰出金や国の補正予算の成立に伴う小・中学校の耐震対策等のため工事費を計上するものであります。

次に、議案第40号平成27年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）につきましては、土地売却に伴う土地売却収入を増額計上するものであります。

次に、議案第41号平成27年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入不足を補うため、一般会計から1億3,000万円を繰り入れるものであります。

次に、議案第42号平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第

43号平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

最後に、議案第44号平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う職員の給与改定費等を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田正樹君） 本会議を開始してから1時間が過ぎましたので、ここで休憩をしたいと思います。再開は11時07分としたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時58分 休憩

午前11時07分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） それでは、再開させていただきます。

議案は関係部長に説明を求めます。

なお、補正予算は総務部長に説明を求めます。

最初に、伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） それでは、議案第8号海部南部広域事務組合規約の変更について御説明申し上げます。

3枚はねていただきたいと思います。

規約のあらましをごらんください。

1. 一般会計に係るそれぞれの市町村の組合の経費の負担額を、認定審査業務の件数割と均等割で算出していたものを、介護支援専門員が行う認定調査業務に係る経費とそれ以外の経費に分けて負担額を算出する方法に改正することとしたものです。

2. この規約は、平成28年4月1日から施行することとした。

○議長（武田正樹君） 次に、伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 続きまして、議案第9号を御説明申し上げます。

弥富市行政不服審査会条例の制定について、御説明を申し上げます。

3枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

これに基づきまして、御説明を申し上げます。

1. 行政不服審査法第81条第1項に規定する機関として、弥富市行政不服審査会（以下、審査会といいます）を置くこととするものでございます。

2. 審査会は、委員5人以内で組織することとするものです。

3. 委員は、審査会の権限に属する事項に関し、公正な判断をすることができ、かつ法律もしくは条例、または行政に関してすぐれた識見を有する者のうちから市長が委嘱することとし、その任期は2年とすることとさせていただきます。

4. その他審査会の組織及び運営に関する事項を定めることとするものです。

5. 審査会委員には、日額5,000円の報酬を支給することとするものです。

6. この条例は、平成28年4月1日から施行するものとさせていただきます。

次に、議案第10号弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の制定について、御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 審理員、審査庁、行政不服審査会（以下、審理員等といいます）に提出された書面の写し等の交付を受ける者は、手数料を納めなければならないこととするものとさせていただきます。

2. 手数料の額は、複写したもの及び電磁的記録を出力したものそれぞれ1枚につき、白黒10円、カラー20円とするものとさせていただきます。

3. 審理員等は、書面の写し等の交付を受ける者が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減免することができることとするものとさせていただきます。

4. この条例は、平成28年4月1日から施行するものとさせていただきます。

次に、議案第11号弥富市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく公文書の写し作成手数料、図書館図書等の複写手数料について、カラーで複写したものの交付を加え、手数料の額は1枚につき20円とするものとさせていただきます。

2. この条例は、平成28年4月1日から施行するものとさせていただきます。

次に、議案第12号弥富市情報公開条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 開示決定等または開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項に規定する審理員による審理手続に関する規定を適用除外とするものとさせていただきます。

2. その他必要な規定の整備を行うこととするものとさせていただきます。

3. この条例は、平成28年4月1日から施行するものとさせていただきます。ただし、一部については公布の日から施行することとするものとさせていただきます。

次に、議案第13号弥富市個人情報保護条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等、または開示請求、訂正請求もしくは利用

停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項に規定する審理員による審理手続に関する規定を適用除外とするものでございます。

2. その他必要な規定の整備を行うこととするものでございます。

3. この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第14号弥富市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 情報公開・個人情報保護審査会（以下、審査会といいます）は、提出資料等の写しを当該資料等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付することとするものでございます。

2. 審査会は、1の規定による送付をしようとするとき等は、当該資料等を提出した審査請求人等の意見を聞かなければならないこととするものでございます。

3. その他必要な規定の整備を行うこととするものでございます。

4. この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第15号弥富市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 行政不服審査法の全部改正に伴い、審査の申し出、審査の手続について、必要な規定の整備を行うものでございます。

2. この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第16号弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

2. 実費弁償の支給の適用範囲に、行政不服審査法の規定により、審理員、審査庁、または行政不服審査会の求めに応じ出頭した参考人、または鑑定人を加えることとするものでございます。

3. この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第17号弥富市行政手続条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 行政手続法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

2. この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第18号弥富市職員の退職管理に関する条例の制定について御説明申し上げます。



2枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 再就職者のうち、次長級及び課長級の職に離職した日の5年前の日より前についていた者は、当該職についていたときに在職していた執行機関の組織等の役職員に対し、契約等事務で離職した日の5年前の日より前の当該職としての職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為に係る要求等をしてはならないこととするものでございます。

2. 課長級以上の職についていた者は、離職後2年間、営利企業以外の法人、その他の団体の地位についていた場合（報酬を得る場合に限りませんが）、または営利企業の地位については、日々雇い入れられる者となった場合等を除き、離職した職等の任命権者等に必要事項を届け出なければならないこととするものでございます。

3. この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第19号弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

6枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

2. この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第20号弥富市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

3枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項に職員の人事評価の状況及び職員の退職管理の状況を加え、職員の勤務成績の評定の状況を削ることとするものでございます。

2. その他必要な規定の整備を行うものでございます。

3. この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第21号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 議会の議員の期末手当について、12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げることとするものでございます。

2. 議会の議員の期末手当について、6月期の支給割合を100分の150に引き上げ、1による引き上げ後の12月期の支給割合を100分の165に引き下げることとするものでございます。

3. この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、2については平成28年4月1日から施行し、1については平成27年4月1日から適用することとするものでございます。

次に、議案第22号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 特別職の職員で常勤のものの期末手当について、12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げることとするものでございます。

2. 特別職の職員で常勤のものの期末手当について、6月期の支給割合を100分の150に引き上げ、1による引き上げ後の12月期の支給割合を100分の165に引き下げることとするものでございます。

3. この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、2については平成28年4月1日から施行し、1については平成27年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第23号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例による改正前の弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 教育長の期末手当について、12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げることとするものでございます。

2. 教育長の期末手当について、6月期の支給割合を100分の150に引き上げ、1による引き上げ後の12月期の支給割合を100分の165に引き下げることとするものでございます。

3. この条例は、公布の日から施行することとするものでございます。ただし、2については平成28年4月1日から施行し、1については平成27年4月1日から適用することとするものでございます。

次に、議案第24号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

15枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 給料表の給料月額を平均0.4%引き上げることとし、初任給は民間との間に差があることを踏まえ2,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定とし、その他は給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引き上げを基本に改定することとするものでございます。

2. 一般職の職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の85に引き上げることとするものでございます。

3. 一般職の職員の勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の80に引き上げ、2による引き上げ後の12月期の支給割合を100分の80に引き下げることとするものでございます。

4. 地域手当について、弥富市職員の給与に関する条例（以下、給与条例といいます）に

定める支給割合100分の6に引き上げることとするものでございます。

5. 単身赴任手当について、給与条例に定める基礎額3万円に引き上げることとするものでございます。

6. 職務給の原則を一層徹底させるため、等級別基準職務表を給与条例で定めることとするものでございます。

7. 人事評価の結果を給与に反映させるための規定の整備を行うものでございます。

8. その他必要な規定の整備を行うものでございます。

9. この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、3から7までについては平成28年4月1日から施行し、1及び2については平成27年4月1日から適用し、7については平成29年6月以降に支給する勤勉手当から適用することとするものでございます。

次に、議案第25号弥富市職員定数条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととするものでございます。

2. この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第26号弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

5枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 議会の議員、その他非常勤の職員の公務上の災害等に対する損害補償に関し、同一の事由により厚生年金法による障害厚生年金等が支給される場合に、傷病補償年金及び休業補償の額に乗ずる調整率を改定することとするものでございます。

2. この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第27号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償に関し、同一の事由により厚生年金法による障害厚生年金等が支給される場合に、傷病補償年金及び休業補償の額に乗ずる調整率を改定することとするものでございます。

2. その他必要な規定の整備を行うこととするものでございます。

3. この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第28号弥富市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 個人市民税及び特別土地保有税の減免申請書を提出する際に、納税義務者の個人番号

の記載を要しないこととするものでございます。

2. 固定資産税の前納報奨金を廃止することとするものでございます。

3. その他必要な規定の整備を行うこととするものでございます。

4. この条例は、平成28年4月1日から施行することとするものでございます。ただし、一部については、公布の日または平成29年4月1日から施行することとするものでございます。

次に、議案第29号弥富市営住宅管理条例等の廃止について御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 条例の制定目的を達成したため、廃止することとするものでございます。

2. この条例は、平成28年4月1日から施行することとするものでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） では、議案第30号弥富市道路占用料条例の一部改正について御説明申し上げます。

7枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 道路法施行令及び愛知県道路占用料条例の一部改正に伴い、これに準じて占用料の額を改定するものでございます。

2. その他必要な規定の整備を行うこととしたものでございます。

3. この条例は、平成28年4月1日から施行することとしたものでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 続きまして、議案第31号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 地方税分野における個人番号の利用について一部手続の見直しが示されたことにより、国民健康保険税の減免を申請する際に個人番号を記載しないこととしたものでございます。

この条例は、公布の日から施行することとしたものでございます。

続きまして、議案第32号弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきたいと思います。

条例のあらましをごらんください。

1. 学校教育法等の一部を改正する法律による学校教育法の一部改正により、本年4月1日から小・中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が創設されることに

に伴い、規定を改正することとしたものでございます。

この条例は、平成28年4月1日から施行することにしたものでございます。

続きまして、議案第33号弥富市病児・病後児保育施設条例の制定について御説明申し上げます。

2枚はねていただき、条例のあらましをごらんください。

1. 児童が病気にかかっており、または病気回復期にあり、かつ保護者による保育が困難な場合に、弥富市病児・病後児保育施設において一時的に預かり、必要な措置を講ずる事業を実施することにより、保護者の子育て、就労等を支援するとともに、児童の健全な育成を図ることを目的とし、施設を設置することとしたものでございます。施設の名称といたしまして、弥富市病児・病後児保育施設。施設の位置といたしまして、弥富市前ヶ須町野方752番地。

2. 弥富市病児・病後児保育施設の利用者の資格は、弥富市ファミリー・サポート・センターに登録された育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者の会員とすることにしたものでございます。

3. この条例は、平成28年4月1日から施行するものとしたものでございます。

続きまして、議案第34号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただき、条例のあらましをごらんいただきたいと思います。

1. 放課後児童対策については、桜小学校区において、弥富市桜児童クラブを分割し、2つの児童クラブ、弥富市桜第一児童クラブと弥富市桜第二児童クラブを設置するため、所要の改正を行うものとしたものでございます。

2. この条例は、平成28年4月1日から施行することにしたものでございます。

続きまして、議案第35号弥富市遺児手当支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただき、条例のあらましをごらんください。

1. 遺児手当の定義について、小・中一貫教育制度の導入及び中・高一貫教育の導入に係る学校教育法の一部改正に伴い、条例の規定において引用している用語の整理を行うため、所要の改正を行うこととしたものでございます。

2. この条例は、平成28年4月1日から施行することにしたものでございます。

続きまして、議案第36号弥富市介護保険条例の一部改正について説明申し上げます。

3枚はねていただき、条例のあらましをごらんください。

1. 地方税分野における個人番号の利用について一部手続の見直しが示されたことにより、介護保険料の減免を申請する際に個人番号を記載しないこととしたものでございます。

2. この条例は、公布の日から施行することにしたものでございます。

続きまして、議案第37号弥富市環境保全条例の制定について御説明を申し上げます。

3枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんいただきたいと思います。

1. この条例は、環境の保全に関して必要な事項を定めることにより市民等及び事業者の意識の向上を図り、快適で良好な生活環境を実現することを目的としたものでございます。

2. この条例の目的を達成するため、市民等、事業者及び市の責務を定めたものでございます。

3. 環境保全のため、投棄の禁止、土地または建物の雑草等の管理、屋外における廃棄物の焼却行為への配慮、及び騒音または悪臭への配慮に関する事項を定めたこととございます。

4. 市長は、市の区域内にある土地または建物の所有者等を把握するため、調査を行うことができることとしたものでございます。

5. 市長は、投棄の禁止、及び土地または建物の雑草等の管理に関する事項を定める規定に違反した者に対し、必要な指導または勧告をすることができることとしたものでございます。

6. 市長は、指導または勧告を受けた者が正当な理由なく当該指導または勧告に従わないときは、その者に対して必要な措置を講ずるよう命じることができることとしたものでございます。

7. 市長は、土地または建物の雑草等の管理に関する事項を定める規定に反した所有者等が6の規定による命令を受け、履行期限を過ぎてもなおこれを履行しないときは、行政代執行法の定めるところにより当該雑草等の除去を行うことができるものとし、その経費は当該所有者等から徴収することとしたものでございます。

8. この条例は、平成28年4月1日から施行することとしたものでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 議案第38号市道の認定について御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、認定路線調書をごらんください。

これに基づき、説明申し上げます。

内容といたしましては、住宅開発事業区域内の道路新設等に伴い、鯛浦289号線ほか4路線を認定するものでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 続きまして、議案第39号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億9,196万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を151億3,137万2,000円とし、繰越明許費及び地方債の補正を計上するものでございます。

歳入予算の主な内容といたしましては、市税1億5,600万円、内訳といたしましては10ペ

ージ、11ページにございます。地方消費税交付金6,000万円、国からの臨時福祉給付金給付事業費補助金1億500万円、こちらにつきましては12、13ページの下段にございます。臨時福祉給付金給付事務費補助金981万7,000円、これは国の補正予算に伴うものでございまして、全額繰越明許費で翌年度に繰り越すものでございます。その他、学校施設整備事業債3,520万円にございます。こちらにつきましては、18ページ、19ページの下段にございます。

次に、歳出予算の主な内容といたしましては、まず全体的には昨年8月に人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う職員の給与改定費を計上するものでございます。

次に、款ごとの費用につきましては、総務費につきましては情報セキュリティ強化のための電子計算処理等委託料2,965万2,000円、これにつきましては22、23ページにございます。民生費におきまして国民健康保険特別会計繰出金1億3,000万円、これにつきましては31ページ下段にございます。国民健康保険特別会計保険基盤安定繰出金4,316万2,000円、31ページ下段にございます。農林水産業費におきまして機構集積協力交付金6,540万円、これは43ページ中段にございます。教育費におきまして小学校修繕等工事請負費、桜、大藤小学校のシャッター取りかえ工事でございます、2,265万8,000円、53ページにございます。中学校修繕等工事請負費、こちらにつきましては弥富北中学校の武道場天井撤去等工事請負費でございます、2,453万5,000円、これにつきましては55ページ中段にございます。なお、総務費の電子計算処理等委託料、小・中学校の工事請負費につきましては、国の補正予算に伴うものでございまして、全額繰越明許費で翌年度に繰り越すものでありまして、あわせてこれらの事業の財源として地方債の補正も計上するものでございます。

その他につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算でございます。

次に、議案第40号平成27年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,059万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,778万7,000円とするものでございます。

内容といたしましては、土地売却に伴う土地売り払い収入1,146万4,000円を計上するものでありまして、その他は歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算でございます。

次に、議案第41号平成27年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ8,689万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を50億4,376万円とするものでございます。

内容といたしましては、療養給付費負担金、退職者医療交付金等の大幅な減額に伴う歳入の確保のため、一般会計から1億3,000万円を繰り入れるものでございます。その他は歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算でございます。

次に、議案第42号平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ54万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億6,438万2,000

円とするものでございます。

内容といたしましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算でございます。

次に、議案第43号平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険事業勘定において歳入歳出それぞれ4,333万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を27億5,157万6,000円とするものでございます。

内容といたしましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算でございます。

最後に、議案第44号平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ9,341万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億1,858万6,000円とするものでございます。

内容といたしましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う職員の給与改定費を計上するとともに、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） お諮りします。

本案37件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案37件は継続議会で審議することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第50 発議第1号 議会広報編集特別委員会の設置について

○議長（武田正樹君） この際、日程第50、発議第1号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者である三宮議員に提案理由の説明を求めます。

三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 議会広報編集特別委員会の設置について提案をいたします。

お手元に議案が配付されておりますので、ごらんください。

この議案は、地方自治法第109条及び弥富市議会委員会条例第6条の規定に基づきまして、議会だよりを編集・発行するものでございます。委員の提出は8名でございますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

ただいま設置された議会広報編集特別委員会は、閉会中も審査を継続する委員会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報編集特別委員会は閉会中も審査を継続する委員会とすることに決しました。

お諮りします。

議会広報編集特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、堀岡敏喜議員、三宮十五郎議員、炭竈ふく代議員、武田正樹議員、平野広行議員、鈴木みどり議員、江崎貴大議員、朝日将貴議員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決しました。

なお、委員長には堀岡議員、副委員長には三宮議員であります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第51 発議第2号 弥富市庁舎改築等特別委員会の設置について

○議長（武田正樹君） この際、日程第51、発議第2号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者である三宮議員に提案理由の説明を求めます。

三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） お手元に議案を配付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

本件につきましては、弥富市庁舎改築等特別委員会の設置について提案をするものでございます。地方自治法第109条及び弥富市議会委員会条例第6条に基づきまして、弥富市庁舎の改築等に関する事項の審査を進めるために設置いたします。委員数は10名でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） この弥富市の庁舎改築特別委員ということの名簿がありますけれども、できたら名簿から削除していただきたいと思いますが、この辺についてどうですか。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 私が提案させていただきますのは、氏名ではなくて設置そのもののでございまして、これは参考のためについているものでございまして、まず本委員会設置を決めることを提案させていただきましたので、氏名につきましてはその後にお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 今、三宮議員が言われたけれども、それまでの質疑というがあるので、質疑の中で私は今聞いておるわけでありまして、できたらこの名簿に載せる前に、事前に私も聞いておればよかったんですけども、聞いておらんということと、それから私はもう長年こうやって今の議員をさせていただいておるので、できたら新しい方がやっていくということが改築にとっては大事なことだと思います。私どもはもう経験がよくわかっておりますので、わかっておる以上、人が中に入るよりも、まだこれからビジョンを考えられる新しい方が出られたので、そういう方を選任していただけたら大変結構だと思うので、この辺のところをひとつまた御理解いただけるよう、提案者に申し上げておきます。以上です。

○議長（武田正樹君） それでは、暫時休憩をさせていただきたいと思いますので、全協のときにお諮りしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時50分 休憩

午後0時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） それでは、本会議を再開したいと思います。

委員会、先ほど提案されましたように、まず特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） なしと。

それと、もう1点、定数を10名にすることについても御異議ありませんか。

〔「それを入れて決まり」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 決まりと。わかりました。

それでは、三宮議員、自分の席へ。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会

します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時12分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 加 藤 克 之

同 議員 高 橋 八重典

